

発行所 全日本建設交運一般労働組合
栃木県本部 〒327-0315
栃木県佐野市吉水駅前1-2-1
Tel. 0283-62-7312 fax 0283-62-7318
http://www.kenkourou.or.jp/
E-mail: dqj06744@nifty.com

CTGの建交労とちぎ

◎税務署は申告書(大きな封筒)は郵送しません。申告書は組合事務所にあります。昨年申告した人には「確定申告のお知らせ」(小さな封筒かハガキ)が送られてきます。来所時には必ず持参してください。

重要

確定申告学習会を開催中 自主計算書の記入徹底を

定額減税に要注意 記入ミスは大損です



必ず電話による事前予約をお願いします。

インフルエンザ・コロナ感染対策として、来所時のマスク・消毒にご協力いただきます。

用意するものは先月郵送した「自主計算書」に記載されています。

不明な点はお問い合わせください。

【自主・自力申告】

自主申告こそ納税者の基本的な権利です。

組合の申告学習会はこの権利に基づいて行います。

【日曜開催日】

2月16日、2月23日、3月2日、3月9日。

日曜日は希望者が集中します。

平日の来所をご検討ください。

夕方5時以降でも可能

【申告書】

持参してください。

【家族の収入】

奥さんの収入は下

一桁まで正確に調べてきてください。

同居の子ども(バイト等)の収入や国民健康保険税納入金額も

【控除証明書】

国民年金、生命保険や地震保険などの控除証明書は申告書に添付する必要があります。

紛失した人は再発行してもらってください。

【税務署からの「確定申告のお知らせ」】

税務署から小さな封筒かハガキで送られてくる「確定申告のお知らせ」を必ず持参してください。

申告書は必要ありません。税務署から送られてきた場合はその申告書を持参してください。また昨年の申告書の控えがある人は持参してください。

【医療費は明細を】

医療費控除を受けるには、領収書ではなく「医療費控除の明細書」を提出することになっています。

明細には家族(氏名ごと)に「病院・薬局」「支払額」「補填額」などを記入します。

生活費を負担している親族のものであれば一緒に住んでいなくても対象です。

介護費用、市販薬も対象になるものがあります。

【減額対象】

2025年3月末までに納める2025年1月分以降の組合費(月額四千円の組合費のみ対象)

◎半年分前納者は組合費二千円を減額

◎一年分前納者は組合費一か月分を減額

◎組合費前納割引

確定申告期間に合わせ組合員拡大に取り組みます。

新しく組合に加入する人

あるいは加入を検討している方をご紹介ください。

対象者の自宅、職場を訪問して詳しい説明をすることも可能です。

自動車保険、生命保険の取り組みも強めています。

現在加入している証券を持参していただければ見積もりを作成します。

ご協力よろしくお願

いします。

【確認ポイント】

1 相殺前の金額を収入金額に計上していませんか

燃料代や交通費等、各種経費が売上金額から相殺されている場合、相殺後の金額を収入金額として多くみられました。この場合、相殺前の金額を収入金額とし、相殺されている金額については各経費項目に計上する必要があります。

2 収入金額の計上もれはありませんか。

以下のような場合、計上もれとなることがあります。
・単発取引 ・現金決済での取引
・応援代車の売上(預かり金) ・メインバンク以外の口座への振り込み
請求書、通帳及び領収書の控え等をご確認ください。

3 掛け売りの売上が計上していますか。

掛け売りの売上が計上もれとなっている方が多くみられました。
【例】令和5年12月20日請求→令和6年1月20日入金となるものは、令和5年分の売上となります。

4 個人的な費用を必要経費として計上していませんか。

個人的な費用は、必要経費として計上できません。
【例】・家族での飲食代、旅行代
・自宅兼事業所の自宅分の家賃、固定資産税
・自家用車のガソリン代、自動車税、駐車場代など

税務署が親切に組合員宅に送ってきた文書を転載しました。

新加入者の紹介 ご協力お願いします



「労災保険加入の取り組み」
労災保険(一人親方は四月から新年度です。年々労災事故が増えています。多くの組合員が労災保険に加入するよう取り組みます。『二月〜三月は新規、継続加入月間です』
今月の機関紙に同封している労災保険のチラシをご一読いただき組合事務所まで連絡をお願いします。

転落重大事故発生 安全対策を募集します

昨年12月、組合員橋本健司さんはダンプのはしごから降りる際転落し両足を骨折する重傷を負いました。毎年のはしごからの転落事故が発生しています。事故を教訓に、あらためてはしご問題をみんなで考えましょう。

橋本さんは残土を積載するため荷台に昇り、土砂付着防止剤を散布し降りる際転落しました。防止剤は水分と結合することにより滑りやすくなり、靴裏などに付着すると極めて危険です。寒さによる身体機能の低下も否定できません。

現実的な安全対策を

荷台への移動は2m以上の高所作業となり本来安全帯の装着義務があります。しかし、ダンプの場合普及には時間がかかります。現実的な対策として、ハシゴの幅員確保や踏面を車体側に広げる等の改良が考えられます。手すり等は車幅を広げ車検が通らなくなりません。しかし本来、車体メーカー、架装メーカーが国の要件を踏まえ対策を実施すべきであり、危険にさらされるユーザーが費用負担する問題ではないはずです。

ダンプのはしごは不適格設備

厚生労働省は転落事故の増加にともない対策を強めています。「労働安全衛生規則」を改正し、令和5年10月から「昇降設備」の設置義務対象を拡大しています。国が求める「安全な昇降設備」とは、

- ①両足を置くことができる踏面幅であること。
 - ②踏面表面に滑り止め加工がされていること。
 - ③踏面は板状またはスリット状であること。
- など、要件が定められています(※)。

驚くべきことに、大



一般的なパイプ型はしご。



時崎さんはサイドバンパーに可倒式ステップを溶接。これは便利。



本来2m以上の高所作業は安全带必携。(モデル時崎さん)



「建交労とちぎ」のLINE公式アカウントを作成しました。車体の安全対策など写真、意見等送ってください。

現場から声上げよう

厚労省は昨年、高齢者の労災事故増加を踏まえ「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を公表し、このなかでとく

に転落事故の増加を指摘しています。まさに社会的な課題です。「はしご問題」は地味ではありますが、労働者の命に直結する重要な問題です。

組合員からの意見、アイデアを募集します。

佐野ラーメン放浪記【54】

【昭和軒】

- ◎住所 佐野市栃本町1759
- ◎定休日 木曜日
- ◎その名の通り「昭和」



今年令和7年は昭和100年だそうです。というところで昭和元年創業の「昭和軒」をご紹介します。佐野市田沼駅至近、三代目が祖父からの味を引き継いでいます。店内はいまでは珍しいタイトル装飾

の内装、カレーは昭和レトロの「黄色いライスカレー」です。ラーメンは麺に特徴があり好みが変わるとは思いますが、行列店に負けないレベルです。基本もうチェーン店では飲食しません。当たりはずれはあっても地味に頑張っている個人経営の店にお金を回したいと思えます。

組合員紹介

転落事故から奇跡の回復

川満榮治さん



「私の経験を参考にしてほしい」とスクワットを行う川満さん。

川満さんは2年前、ダンププロテクター(地上高約3.5m)から転落、ドクターヘリで大病院に搬送されました。脳挫傷等で意識不明の重体、意識が戻ったとしても重度の障害が残るといのが医師の診断でした。ところが、短期間で手足が動くまでに快復し、退院後は自主トレを続けいまや何の障害もなく、元気にウォーキングをしています。「みんな足腰が弱っている。スクワットをおすすめしたい。短時間で道具も金も必要ない。無理せず10回程度からやってみよう」。